

◆ものづくり補助金 ～3次締切分の採択結果が発表されました！～◆

補助金の名称は「ものづくり」ですが、製造業に限らず、小売業・サービス業などの幅広い業種の中小企業・小規模事業者が対象の補助金です。国としてはコロナ禍であっても、自社の経営を伸ばすために「前向き」に、「積極的」に取り組む事業者を応援することが目的です。

具体的には、「いままでに無い」「自社に無く、他社にも無い」ような革新的サービスの開発や、生産プロセスの改善のために行う設備投資が補助される制度です。補助額は1,000万円と大型の補助金で、補助率は1/2 or 2/3と設備投資をお考えの社長にとっては是非、活用をご検討頂きたい補助制度です。

2020年から3年に亘り、毎年1,000億円もの予算が付き、全5回の公募が予定されています。そして、先日第3回目の採択結果が発表（ものづくり補助金総合サイト：<http://portal.monodukuri-hojo.jp/saitaku.html>）されました。採択率は38.1%と、前2回の公募の採択率（①62.4%、②57.1%）から大きく低下してしまいました。

さて、今後、第4回・第5回の公募でも厳しい採択率が見込まれますが、採択を獲得するポイントを2点ご紹介します。1点目は、設備導入の目的（革新性）を明確にすることです。なぜ、その設備が必要なのか？その設備で「いままでにない」何ができるのか？をアピールする必要があります。

そして、2点目は、加点項目を確実に押さえることです。申請書の内容に加えて、経営革新計画・事業継続力強化計画の作成、または小規模事業者・創業5年以内の事業者、給与支給額の増加・最低賃金+αなどを行うことで採択の可能性を高くすることが可能です。

なお、第4回公募の受付締切は、11月26日（木）17時までとなっています。



◆小規模事業者持続化補助金 ～コロナ特別対応型 追加募集決定！～◆

小規模事業者持続化補助金（以下、持続化補助金）とは、小規模事業者が、商工会・商工会議所の助言・確認を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3（補助上限50万円、特例事業者の場合、100万円）が補助される制度です。直近で実施された公募では、採択率65.1%と高い採択率となっています。

※小規模事業者とは、常時使用する従業員数が「商業・サービス業：5人以下（宿泊業・娯楽業の場合は20人以下）」、または「製造業その他：20人以下」の事業者のこと。

さて、今年度は一般型／コロナ特別対応型で各4回ずつ公募が予定されていましたが、急遽、コロナ特別対応型で第5回目の追加募集が決定しました。コロナ特別対応型の特長は、「補助額・補助率が拡大」されていることです。

	<一般型>	<コロナ特別対応型>
補助額	50万円	100万円（一部150万円）
補助率	2/3	（類型A）2/3 （類型B・C）3/4

※類型とは、補助対象経費の6分の1以上が、ABCのいずれかの要件に合致すること。

- A: サプライチェーンの毀損への対応
- B: 非対面型ビジネスモデルへの転換
- C: テレワーク環境の整備

※コロナ特別対応型の場合、商工会商工会議所を通さず、申請可能です。

また、補助対象となる経費は、「新商品の陳列棚の購入」「販促用パンフレット・チラシ制作」「店舗改装」など幅広い経費が対象となります。『コロナ枠での申請の可否』または『類型の選び方』など、ご不明点がございましたら、リタネッツまでお気軽にお問合せ下さい。

<連絡先> TEL: 048-658-8881